

女性に対する暴力に関する専門調査会  
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ  
(第4回)  
議事要旨

(開催要領)

- 1 日 時 令和3年10月22日(金) 15:00～17:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室  
(Web会議システムを利用)
- 3 出席者  
座 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授  
構成員 戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授  
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所  
同 柑本 美和 東海大学法学部教授  
同 小島 妙子 弁護士・小島妙子法律事務所  
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授  
同 手嶋 昭子 京都女子大学法学部教授  
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
同 深見 敏正 元東京高等裁判所判事

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事  
関係者ヒアリング
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 「通報や保護命令について」(大阪府女性相談センター資料)
- 資料2 「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループヒアリング資料」  
(福島県女性のための相談支援センター資料)
- 資料3 配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点

- 参考資料1 「DV対策の今後の在り方」(本文)
- 参考資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(議事概要)

○小西座長 それでは、お時間になりましたので、ただいまから第4回「女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日の議事ですが、大阪府女性相談センター、福島県女性のための相談支援センター、それから、被害者の方3名から御発表をいただき、その後、皆様からの御意見を伺いたいと思います。

それではまず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 配付資料としまして、資料1が大阪府女性相談センター、資料2が福島県女性のための相談支援センターからの資料になります。

資料3としまして、これまでお示ししております主な論点につきまして本日も配付させていただいております。

それから、参考資料1としまして「DV対策の今後の在り方」と、参考資料2としまして配偶者暴力防止法の条文を配付しております。

不足等ございましたら、事務局にお伝え願えればと思います。

以上でございます。

○小西座長 それでは、議事に入ります。

まず、大阪府女性相談センター、福島県女性のための相談支援センターに、実際に相談対応を行っている立場から、通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について、それから、通報や保護命令の在り方について御発表いただき、質疑応答を行います。

では、大阪府女性相談センターからお願いいたします。

○大阪府女性相談センター浅野所長 大阪府の婦人相談所である大阪府女性相談センター所長の浅野です。

このたびは、現場の状況についてお話しできる機会を頂戴し、ありがとうございます。

大阪府内には、府設置のDVセンターが7か所、市町村設置のDVセンターが6か所、計13か所のDVセンターがございます。

次をお願いします。これは大阪府女性相談センターが保護命令の申立支援を行った件数です。女性相談センターが申立支援を行った件数は、令和元年度、令和2年度については、一時保護中よりも、地域で身の安全を確保された上で来所されて申立支援を希望される方のほうが多くなっています。

通報についてですが、DVセンターには調査権もなく、調査に係る人員体制もありませんので、通報となる暴力の形態の拡大があっても現行の対応になるかと思います。現在もそうですが、暴力の程度が深刻であったり、通報内容に犯罪相当の内容が含まれる場合には、私どものセンターから通報することもあります。認知された方に警察への通報を促すこととなります。

次をお願いします。これは、平成24年度に当センターがDV防止法に基づき一時保護した方からの聞き取り調査の結果です。調査対象となった94名の方全てが複数の形態の暴力を受けておられましたが、精神的暴力は全ての方が受けていました。この調査では、身体的暴力がなく一時保護された方は8名、8.5%でした。

保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大検討に精神的暴力被害がメインの方を対象とする場合についてですが、深刻な精神的暴力は被害者のダメージが甚大であると日々の支援において

感じております。言葉の暴力を日常反復的に受けることの影響の深刻さは、児童虐待分野でも脳科学者から報告されているところです。そのほか、ペット虐待などの残酷な場面を見せて恐怖心をあおられ、被害者が長期間にわたって心理的に支配された事案もあります。

DVセンターのほうで精神的暴力の被害について聞き取りをするとすれば、罵る、侮辱する、辱める、脅すといった項目に該当する言葉や身振りがどのぐらいの頻度でどれぐらいの期間にわたって被害者に対してなされてきたかということや、相手方と出会う前と継続的に精神的暴力を受け続けた現在とで、被害者の行動面、対人面、社会適応面、健康面にどんな変化があるかということや、トラウマに関連する症状、PTSDや鬱、不安症状、心身症等の有無、受診・診断・服薬状況などの項目を聞き取ることになるかと思えます。

次に、性的暴力被害がメインの方の場合ですが、本人の訴えを基に、DVセンターでも以下のような点の聞き取りは可能かと思えます。まず、避妊への非協力的な状況、それから、性交渉を嫌がった、あるいは相手の望むような性交渉を嫌がった際の相手方の言動、拒否を示したにもかかわらず、性行為をされる、写真や動画撮影といった辱めるような行為をされる。他の人とのセックスを見せるよう、見るよう強いるといった強制的な性的行為の有無。基本的に、相手の言いなりになっている間は暴力はないものの、拒否を示したときに相手方がどのような言動を取ったかということは、一連の性行為が相互同意で行われていたのか否かを判断する1つのポイントになるのではないかと考えます。

申立てが可能となる被害者の範囲拡大により、守られる被害者が増えると考えられる一方で、DVセンターにおける申立支援の業務が複雑化し、かつ、量的にも質的にもキャパオーバーになるリスクもあると懸念されます。とりわけ性暴力被害は支援者の二次受傷を深刻化させるリスクがあります。規模の小さなDVセンターにおいては、支援者が相談する相手を日常的に確保するのが難しい場合があります。精神的暴力も性暴力も聞き取りをより丁寧に行う必要があります、DVセンター自体の数が限られているため、現行の人員体制で対応し切れるかどうかという懸念もあります。また、現在も一定数ありますが、双方から申立支援を求められることも増える可能性があります。相談員が少ない場合、双方の支援を一人の相談員が担当することになり、立ち位置に苦しむ可能性もあります。

通報や保護命令の在り方全般についてですが、被害者の生活について何点か述べさせていただきます。一時保護され、保護命令申立てを行い、発令されるまでの間に、本人の財産を相手方やほかの同居人等に勝手に処分されてしまうことや、本人名義の住居に加害者が居座り、家賃や光熱費の支払い義務が一時保護中も含め被害者に課せられてしまうといったことが起こっています。また、本人名義の住居であるのに逃げざるを得なくなり、避難先からマンション等の売却手続までしなければならないこともあります。再被害のリスク判断は必要ですが、被害者が希望する場合、本人名義の住居の際には、加害者の退去を原則とすることができないかとも思います。公的一時保護を利用せずに保護命令を申し立てる方の中には、自分と子供の生活環境を変えずに、保護命令によって加害者を遠ざけたいという方もいます。もちろんリスク判断も必要ですが、被害者の選択肢が増えるといいのではないかと思います。

保護命令の期間延長についてですが、再申立ては発令が難しいことが多いことから、離婚協議中・調停中は延長できるなど、被害者の事情を申請することにより、期間の延長ができるといいのではないかと思います。

保護命令による子供への接近禁止命令と家裁の離婚調停による子供との面会交流の整合性が取れない状況が見られます。また、子供はDV被害者の同伴児という位置づけとなっていますが、子供もDVにさらされた被害者であり、特に子供自身もDV加害者から虐待を受けた経過がある場合は、DV被害者である親と共に加害者から保護される対象とできないかと考えます。避難を決意するきっかけとして、子供への虐待や影響を懸念したことを挙げる被害者の方が少なくありません。しかし、子供を守るために避難したにもかかわらず、保護命令の接近禁止の対象になりにくい場合や、子供と加害者の面会交流を継続せざるを得ない場合があります。

次に、SNSやGPSについてですが、一時保護後もこれらを駆使して被害者の居場所を割り出そうとする加害者がいるため、保護命令発令の際に、あるいはその前であっても、そうしたことを禁止項目に含めていただき、違反があった場合に処罰対象とできるようになると、被害者の安心感が高まるのではないかと思います。

罰則の加重についてですが、罰則を重くすることによって発令要件がより厳しくなるのではないかと懸念します。また、逆恨みタイプの加害者からの報復の可能性を被害者が今まで以上に強く懸念する場合もあるかと思います。

被害者の多くは、罰則を重くすることよりも加害者が変わってくれることを望みます。加害者から逃げるだけではいつまでも不安や恐怖心が払拭できないのも事実であり、刑罰を重くするよりも、諸外国のように裁判所命令による加害者プログラム等により加害者の考え方や行動の変化を促すことができないかと思います。もっとも、前提として、少なくとも加害者がDVの事実を認めることが必要だと思います。

最後に、DVセンターが支援している方は自ら援助を求めることができた方です。婦人相談所が一時保護しているDV被害者は相手方に相当の恐怖を感じている方も多く、また、逃げざるを得ない状況に追い込まれていることが多いです。それでも、一時保護された身体暴力にさらされている方で保護命令を申し立てる方は20%に満たない状況です。申し立てる方の中には、これまでの生活を大きく変えたくない方もおられます。DV被害者といっても多様であるので、相手方の状況、被害者のダメージ、必要としている支援等に応じて、「これしかない」よりは選択肢が複数あるほうがいいのではないかと感じます。また、その際に、リスクをどう判断するかということも同時に課題になると思います。英国のように、多機関連携のリスクアセスメント会議等により、被害者、加害者それぞれの状態を査定できる仕組みが必要かと思っています。

保護命令の申立支援は支援者にとっても精神的負荷が非常に高い業務となりますので、制度の拡充と併せて、DVセンターの体制の充実、支援者の精神的サポートなどを図っていく必要があると考えます。

以上です。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございました。

続きまして、福島県女性のための相談支援センター、お願いいたします。

○福島県女性のための支援センター熊坂次長 福島県女性のための相談支援センターの次長をしております熊坂と申します。

福島県女性のための相談支援センターは、福島県の婦人相談所、一時保護所、婦人保護施設の機能

を兼ねております。DVセンターでもあるというような状況です。

今日は、支援の現場で実際のケースを通して感じていることをお話しできればと思って資料を作成しましたので、よろしくお祈いします。

初めに、通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大についてという点についてなのですが、支援の現場では精神的暴力、性的暴力を保護命令の対象とする必要性を強く感じているところです。

DV被害者の中には身体的暴力を受けた恐怖感から、身体的暴力がなくなった後も加害者の支配から逃れられずに被害が継続する方もいます。金銭の搾取や借金の強要、生活費を渡さない等の経済的な暴力は被害者の生活を大きく侵害しますし、就労や交友関係の制限等は被害者を孤立させて社会生活をかなり難しくさせています。

DV被害者の中には、望まない妊娠や中絶を経験している方もいます。うちのセンターを利用された方に生活歴の聞き取りをすると、望まない性行為、望まない妊娠の体験をしている方がかなり多いという状況です。また、経済的困窮、借金の問題を抱えている方も多いのですが、その聞き取りの中で、中絶費用を捻出するために借金をしてしまったという方もいるような状況もあって、性的暴力はもちろん心身へのダメージもすごく大きいのですが、経済的なダメージもすごく与えて、その方の社会生活を難しくさせるという側面も持っていると思っています。

DV被害者が避難して、安全な生活に向けて自立するために必要なことというのは、今、利用者の方の姿や顔などを思い浮かべてみても、身体暴力があるかないかということでその差はないと思っています。精神的・性的暴力のみを行う加害者からも追跡は当然あって、保護命令の対象にならないということで被害者は追跡されるのではないかと思いつながら、恐怖を感じながら生活をせざるを得ないというのが現状です。DVの本質が加害者による被害者の支配だということを考えれば、精神的暴力・性的暴力も保護命令の対象とすべきではないかなと思います。

通報についても同じように、精神的・性的暴力により加害者から強く支配されて、逃げられない被害者もいるということであれば、支援につなげるために通報の対象とすることが必要だと思います。家庭内のプライバシーという議論があったのだと思うのですが、プライバシーというところ、家庭内のことについて、外部の者がタッチしないということが、DVも児童虐待もそうですし、虐待的な状況に被害者の方を長く置いてしまうという一因にもなると思うので、やはり通報の対象にこの2つも含めるほうが望ましいのではないかなと考えます。

通報や保護命令の在り方についてなのですが、現場としては、保護命令の申立てのときに、身体暴力が今は主ですが、当然ですが診断書や写真などの客観的な証拠の提出を求められることはあります。ただ、被害者の方は加害者から行動をかなり制限されていて、病院ももちろん受診できないですし、写真なども撮れないということも多いです。また、けがを隠すように命じられたり、友人や親族との連絡を禁じられるということもあるので、陳述書の提出を求められることもありますが、客観的な証言を得ることが難しいこともあります。保護命令の発令の決定に際しては、こういう状況を考慮していただきたいなと思っています。

同じような構造が、精神的暴力がもしも保護命令の対象とされた場合に、精神科医の診断書による証明というものが求められるのが定例となると、やはり身体的暴力と同様の理由で証拠の提出が難し

いという人が出てくるのではないかなということに心配しています。

もっと心配なのは、特に地方、福島もそうですけれども、DVに理解があって、精神的暴力と今起きている精神症状の因果関係についてきちんと診断していただける医療機関がどの程度あるのか不明という不安というか、もしかしたら私たち支援者のほうもお医者様とよく話をし、理解を得られるようにしていくという努力も必要なのかもしれないのですが、その難しさというのはあるかなと思っています。

精神的暴力は被害者の経済、社会生活も大きく侵害すると思っていて、精神的暴力の対象を精神科医の診断書によって明確化するということが求められると、もちろん精神症状を来す人もたくさんいらっしゃると思うのですが、精神症状以外の難しさというか、社会生活の難しさを加害者によってもたらされているという人々を救済することができなくなるのではないかなということに心配しているところです。

また、現在の保護命令期間は6か月間ということですが、やはり被害者が避難して自立生活が軌道に乗る前にまた申立てをしなくてはいけない状況になると感じています。再度の申立てのときに既に発令されている保護命令の効果で暴力や追跡がないという状況なのですけれども、それで暴力や追跡がないとされてしまいます。それで再度の申立てで保護命令が発令されないこともあるのですが、ただ、加害者は半年ではほとんど変わらず、数年以上にわたって追跡するという例もあるので、被害者の安全確保としては期間が短いのと、やはり手続等の負担は大きいと感じているところです。もう少し長い期間ではどうか、被害者の方の支援を行っていると感じているところでもあります。

先日、つい最近なのですけれども、こちらで支援した相談者の方が、LINEが加害者から来た。保護命令を受けている方ですけれども、警察に相談したときに、保護命令の対象は電子メールなのでということで加害行為として対応できません。そういうふうなこともあるので、多分、これから加害者はSNSも含めていろいろな形で追跡をしたり、被害者に負担がかかるようなことをしてくるのかなという予想もされるので、そういったものに柔軟かつ迅速に対応できるような体制ができればいいかなと思っています。

最後のところですが、通報の対象についてなのですけれども、通報から被害者の支援に必ずしもつながらないということもあるのかなと思っています。通報を受けても、DVセンターはこういうことができますよと申し上げたり、こういうふうな避難の方法がありますよと言っても、その方が避難するかどうかというのは御自身の判断となっています。

例えば児童虐待通告との比較で言えば、児童虐待の場合は保護から治療、自立支援と児童福祉法でかなり網羅的に支援できるというところがあり、その支援を経験してからDV被害者支援をやると、本当に何も無いのだなとつくづく感じるというところもあります。結局、被害者自身が自立に向けて一つ一つ努力をしなくてはいけないというところがあって、避難後の自立の難しさということが被害者が避難をためらう要因の一つにもなるのかなと感じていて、それがやはり児童福祉法ほどではないにしても、せめて医療保険、まずけがをして避難してきて、病院を受診するための保険証を使えるようにする段取りで、私たちのような支援者がいてもものすごく大変なところを、もし本人だけでやるとなったらとても大変で、その辺りの生活の基本を支える支援策が、昔よりは充分充実しているのですが、さらに充実してくることが望ましいのかなと思っています。

次のスライドをお願いします。事例を簡単にまとめたのですが、身体的暴力がない、または認められずに保護命令が発令されなかった、または諦めた事例として以下のようなものがありました。

1つ目は、被害者は夫から身体的暴力を受けて、一度は避難したのですが、もう一度戻って、また戻って生活してからは身体暴力はなかったのですが、暴言や行動の制限等の精神的暴力は継続して、再び避難しました。ただ、一度目の避難の前の暴力はありましたが、その後はないということで保護命令は却下されたという事案があります。

事例の2つ目は、身体的暴力や暴言、脅迫を受けて避難して、保護命令の申立てをしたのですが、身体的暴力の頻度が少ないということと、夫側に代理人がついて夫を指導するということで、暴力の可能性が低いという理由で裁判所から保護命令が却下となるので取り下げられるように言われて取り下げました。

3つ目は、被害者は長年にわたって夫から暴言、脅迫、行動の制限、子供の養育に関する過度の指示、制限等を受けて、精神科治療が必要なほどのダメージを受けていましたが、身体暴力がないため、保護命令は出せず、申立てはしないで隠れて生活をするという選択になっています。

4つ目の事例も、同じように夫から暴言、行動の制限、性暴力、子供の虐待がありましたが、身体暴力がないので保護命令は諦めて、居所を秘匿して避難したという事例などもあります。いずれもこの人たちが避難して自立して恐怖から逃れて生活するためには、身体暴力を受けた人と同じものがやはり必要と実際に思っているので、ぜひ改正の際には対象の拡大というのは必要と思っているところです。

以上で終わります。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。挙手のマークを出していただければと思います。

どうぞ。

○戒能構成員 戒能です。

大阪と福島の大変貴重な御報告をいただきまして、勉強になりました。ありがとうございます。

最後のほうにお話くださったのですが、保護命令の対象拡大、精神的暴力も性的暴力も対象範囲に含めるべきだと。むしろ身体的暴力より多かったり、それから、身体的暴力がなくても困難は同じなのだというお話を伺ったと思うのですが、お二人とも保護命令の拡大とともに支援の拡充ということをおっしゃったと思うのです。両方必要なのだということだと思うのですが、DV法には、御存じのとおり、第2章の第3条にDVセンターの機能ということで書かれているのですが、DV法にこれだけは支援の強化、拡充として明記してほしいという点、福島の方は少しおっしゃってくださったとは思いますが、もう一度お二人から、支援の拡充という点でこれだけは運用上ではなくてDV法に最初から規定をしてほしいというような点があったら、ぜひお教えいただきたい。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

大阪の方、福島の方、もしよければお願ひいたします。

○大阪府女性相談センター浅野所長 大阪府です。

DVセンターの人的な配置のこととかもあるのですけれども、なかなか各市に設置が進まないという状況がありまして、もちろん支援技術のこととかもあるのですが、各市町村レベルで相談を受けられるように必置にしていくというようなことなども進めていく必要があるのではないかなと思っています。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

福島の方、いかがですか。

○福島県女性のための相談支援センター熊坂次長 法律にどう書かれるかというところまではまた指摘が難しいのですが、現場でやはり一番必要と感じているのは医療かなと思っています。医療を受けられないというのは生活をする上ですごく大変で、その段取りにとっても労力を使うというのが現状です。私は児童相談所の勤務経験もあるのですが、児童相談所とDVセンターはそこが全く違うというのは実感として感じています。そこがそろっただけでもかなり助かる方がいます。どういった形でそろえられるかという技術的なことまでは分からないのですが、医療部門面でスムーズに避難した方が保険証等をもう少しきちんと使えるような形にしてもらえるとありがたいなと思っています。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○戒能構成員 今の点でよろしいですか。

ありがとうございます。

それで、大阪府女性相談センター所長の浅野さんなのですが、これは市町村にDVセンターの設置義務を規定すべきだという意味なのか、それとも、婦人相談員の設置義務を市町村にもすべきだという御意見なのか、そこがよく分からなかったので、お願いいたします。

○大阪府女性相談センター浅野所長 婦人相談員も非常に重要だと思いますし、婦人相談員もいて、その方がDVセンターにも関与しているという形が一番理想ではないかと思えますけれども、現状ではDVセンターになると保護命令の支援に係る人的なことが十分できないということを非常に不安に思っておられる市町村が多くて、そのために設置が進まないという状況もあると思いますし、その専門スタッフとして婦人相談員がいてくれるということも大きな力になると感じています。

よろしいでしょうか。

○小西座長 ありがとうございます。

戒能構成員、よろしいですか。

○戒能構成員 分かりました。ありがとうございます。

○小西座長 ほかにいかがですか。

では、可児構成員、それから手嶋構成員の順でお願いいたします。

○可児構成員 大阪府の方に質問なのですけれども、資料の中で保護命令の支援の状況という表があって、それを拝見すると、結構な勢いで支援している件数が減ってきています。保護命令の申立支援が減っている理由みたいところをどのように分析されているのかというところと、それから、同じ期間、一時保護の件数についても同様に減っているのかどうかというところを教えていただけないで

しょうか。

○大阪府女性相談センター浅野所長 ありがとうございます。

一時保護のケースも、令和2年度はすごく数が減っています。理由は明確には分かっていないのですが、コロナで施設内感染のことなども報道されていたことも影響しているかもしれませんが、前々年度は増加しており、理由が分からないですが減っております。

大阪府全体で見ますと、地域のDVセンターのほうでも保護命令の申立支援は行っておりますので、昨年度、令和2年度は私どもがしている以外でもこのDVセンターなどでやっているの、全体で大阪府関係だけで103件ぐらいはしていますし、そこに市町村が保護命令申立支援を別途していると思いますので、この数字を見るとすごく少なくなっていると思われるかもしれませんが、大阪府全体で見ると支援件数はもうちょっとあるかと思います。

大阪府では、一時保護をされた方については、DVについての心理教育とか保護命令申立制度についての説明を全員にしているのですけれども、先ほど言いましたように20%に満たないぐらいの方、保護命令を申し立てできるのにしない方は結構多いのですけれども、おっしゃる方は、主に相手の反応を非常に不安に思っている方が多くて、そこまではいいとか、相手はきっと裁判所にも出てこないとか、そんなことをしてもきっと何も動じないとか、6か月たったらもういいと思われるからいいですみたいな感じで、申立てをしないという選択をする方もおられます。

もう一つは、大阪府は、発令がなくても警察が荷物の取出しへの協力などをしてきているということもありまして、最低限のニーズがそれで満たせるということではないという場合もあるかと思えます。

よろしいでしょうか。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて、手嶋構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 貴重な御報告ありがとうございます。かなり具体的な例だったり、あるいは具体的な御提言だったりをいただいて、大変勉強になりました。

大阪府の方にお伺いしたいのですけれども、スライドで「DV被害が被害者とその子どもに与える影響と支援ニーズに関する調査（平成24年度）」という表とグラフを出していただいていると思うのですが、それを見ますと、性的暴力がほかの種類暴力に比べると一番低くなっている。数値からはそのようにうかがえるわけですが、この点につきましてお伺いしたいことがございます。被害者あるいは支援者の方からいろいろお話を伺っていますと、性的な暴力というのは、そういうものを受けていることを一番人に言いたくない種類の暴力で、支援者の方にもなかなか言わない、本当に最後の最後にやっと打ち明けられる方もいらっしゃるというふうに聞いております。性的暴力自体、恥というものが非常に強く感じられる種類のもので、なかなかそれを打ち明けられないということも様々な研究や調査で分かっていることかと思うのですが、DVの場合、カップル、夫婦ですので、これは推測になりますけれども、実はほとんどの場合、日常的にあるのではないかと思ったりしておりまして、こうやってアンケートだったり調査だったり数値で出てくると性暴力が低くなるのですが、その辺は実態とのギャップというのがあるのではないかという気がするのですけれども、その点に関してはどのような感触を持っておられるかお伺いできますでしょうか。

○大阪府女性相談センター浅野所長 ありがとうございます。

この調査のヒアリングをする前に、それぞれの種類の暴力について具体的にこんなことが該当しますということを図表を見せながら説明しているのです。こういうこともよくあることなのですよといういわゆる心理教育をして、認識を持っていただいた上で聞いているので、およそ6割の方があると答えておられるので、比較的これは実感として感じている、本当に嫌だったということをしごくリアルに感じている方はほぼ回答いただいているのではないかと思います。先生がおっしゃるように、心理教育をしないと、望まない性行為を求められたとしても、こんなことは夫婦として当然受けなければいけないことなのだと思います。こんなことは夫婦として当然受けなければいけないことなのだと思います。私が嫌だと思っていたのは正しい感情だったのですねという感覚を持たれる方もおられます。性的なことを聞くのは大変難しいですけれども、誰にでもDVを受けた方には、よくあることだという説明がセットでされるとお話ししていただきやすいというのを感じます。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

以上です。

○小西座長 では、続いて小島構成員、お願いいたします。

○小島構成員 貴重な御報告、どうもありがとうございました。大変勉強になりました。

大阪府のDVセンターの方に伺いたいのですけれども、「さいごに」のところ、保護命令の申立てが支援者にとって精神的負荷が高い作業になっているという御指摘があったのですが、これはどういうことなのか、どの辺が大変なのかというお話を伺いたいと思ったのが一点。

それから、もう一点は子供に関する事項というところで、面会交流との関係で非常に大変だというお話がありました。保護命令との関係で、面会交流で御苦労なされた点がございましたら伺わせていただきたいと思います。

○大阪府女性相談センター浅野所長 ありがとうございます。

1点目の支援者にとって精神的負荷が高いという意味は、暴力の詳細であるとか、性のことももちろん聞くのですけれども、かなり詳細にリアルに視覚化できるぐらい聞き取ることが大事と裁判所からも御指導いただいていますので、そのように聞き取りをしているのですが、それを聞くことによって、いわゆる二次受傷ですが、支援者のほうが被害者が感じたような怒りや無力感なども感じて、非常にしんどくなったり、寝られなくなったり、夢に見たり、忘れられなくなったりというようなこともあるので、そういう意味で、立て続けにこの支援を入れていくと支援者のほうにもしごく精神的負荷がかかる。非常に丁寧に何回も面接を重ねて支援をしておりますので、そのことを申し上げたいということです。

もう一つの子供の面会交流の件ですが、例えばDVの接近禁止命令の中でもどうしても面会をさせなくてはいけなくなったときに、例えばこんなことがあったのですが、父親が子供に小学校はどこに行っているのかと言って聞き出してしまって、そこで、加害者のほうが、せっかく避難したのに、新しい居住地までやってきて、もう一度申立てをして避難しなくてはいけなくなったというような事案もあって、なかなか難しいなと感じております。

以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

後藤構成員、お願いします。

○後藤構成員 今日はどうもありがとうございました。

大阪府の方に伺いたいのですが、先ほど、保護命令の範囲を広げると負担が増えるということをお話しされました。また、保護命令を申し立てられるにもかかわらず、申し立てない方が少なくないというお話もありました。そこで伺いたいのですが、もし精神的暴力や性的暴力まで広げた場合に、保護命令の申立てが増えるとお考えなのか、それとも、あまり変わらないのではないかとお考えでしょうか。それについて伺わせていただければと思います。よろしくお願いします。

○大阪府女性相談センター浅野所長 ありがとうございます。

これも感覚的なことですが、性的暴力とか精神的暴力でも可能となったら今よりは増えるかなと思うのが一つと、もう一つは、例えば身体的暴力で女性側が申立てをしたときに、男性側は今度は精神的暴力だとか言って申立てをするみたいな感じの双方申立てみたいなことも起こってきて、支援センターではそこは両方支援しなければいけないので、最終、地方裁判所が判断されますけれども、現在も既にそういう事案はあるのですが、一層そういうものが増えてくると、業務量的にもすごく増えるし、人数が少ないと両方の話を聞くことになるので、支援員の負担が非常に大きくなるのではないかと考えているということでございます。

以上です。

○後藤構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

では、柑本構成員、お願いします。

○柑本構成員 今日貴重な御報告をありがとうございました。大変勉強になりました。

大阪府の方に伺いたいのですが、子供に関する事項のところについてなのですが、子供も被害者なので子供にも保護命令をというようなお話だったかと思いますが、実際にDVの被害者の方を支援され、そして、お子さんがいらっしゃる場合にはお子さんの支援をしなければいけない。そのときに、児童相談所あるいは市町村と何らかの協力を行わなければいけないという場面が多々あるかと思うのですが、具体的にどのようにDVの被害者の方とお子さんを2つの機関で支えていらっしゃるのか、それから、何か困難がある場合にはいったいどういうことがあるのかというようなことについて教えていただければ大変ありがたいです。よろしくお願いいたします。

○大阪府女性相談センター浅野所長 これも児童相談所との連携ということだと思うのですが、例えば子供に対する加害行為もあったとしても、DVで避難した後に面会だけはしなければいけなくなったという事案があるのです。子供はお父さんに会うのは嫌なのだけれども、行かなければいけないのかなというような感じで、それで面会交流が決まったので、そこはどうしようもないのですとお母さんがおっしゃっていたというような事案もあります。

逆に、私は児童相談所にいたこともあるのですが、児童相談所にいたときは、DVの影響もあって、避難後にいろいろな問題がお子さんに起こった場合には、その問題については児童相談所のほうがサポートするという形になっていくと思います。

先生の意図に合った答えか分かりませんが、申し訳ありません。

○柑本構成員 とんでもありません。ありがとうございます。

児童相談所長との連携というのは、大阪府ではそんなに問題ないというか、割とスムーズにいつていると考えてもよろしいのでしょうか。

○大阪府女性相談センター浅野所長 双方がお互いに連携ということ意識して今取り組んでいるところですが、児童相談所のほうはDVがあった場合にお母さんが避難しなくてもいいかどうかという視点でワーカーも見るようになっていきますし、私どものほうも、お子さんに何か子育て的な面での支援が必要であればそれをつなぐということもありますし、お母さん自身も養育困難になっているということであれば、もちろん児相のほうにも連絡して、一旦施設で養育してもらおうというようなことをしなければいけない場合もありますけれども、それは双方が連携を取って努めているところですよ。

○柑本構成員 どうもありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、御意見はほかにもあるかもしれませんが、次の議題に行きたいと思います。

大阪府の浅野所長、福島県の熊坂次長におかれては、御対応は以上でございますので、ここで御退出いただきます。本当に貴重な御意見をありがとうございました。

引き続きまして、被害者の方3名にお入りいただきますので、少々お待ちください。

(ヒアリング対象者入替え)

○小西座長 それでは、皆様お入りになりましたので、被害者の方3名からの発表に移らせていただきます。

お三方については、今回Aさん、Bさん、Cさんと申し上げますが、匿名での御紹介になりますので、あらかじめ御了承ください。

御自身の経験とともに、通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について、それから、通報や保護命令の在り方について御意見を伺いたいと思っております。

それでは、Aさんからお願いいたします。

○被害当事者A氏 初めまして。今御紹介にあずかりました。

私が離婚したのは、今から二十数年前なので、まだDV法が制定されていない頃でした。なので、私はとても損な離婚をしまして、自分が不勉強だということもあって、何も知らないまま、分からないまま、離婚という方向に走ってしまいました。

現在は、そのときの経験を生かして加害者の教育プログラムを行っております。その中で考えたことなのですが、パワハラやセクハラなどのコンプライアンスに関しては会社でもいろいろ取り組まれていて、いろいろな教育を受けていらっしゃると思います。しかし、DVということに関してはまた別問題で、おのこの家庭で行われていることですから、それに関しては詳しく学んでおられる場所がないと思います。そのような形で、自然にDVとは何か、自分とそここのところは照らし合わせる部分はないだろうかという勉強をしていただけたらとても助かるなというのが一点あります。

それと、面会交流に当たって、夫が怖い、父親から暴力を受けた、暴言を吐かれたということで、子供に対して様々な影響があります。それで苦しんでいるお母さん、お子さんたちを見たり、我が家もそうです。我が家も子供たちが、とうに成人をしまして家庭を持っていますけれども、私は父親とのことは詳しくは言いませんでしたが、子供なりに感じていたと思います。養育費も10か月でなく

なりました。その中で、子供2人を大学に出して生活をして支えていかなければいけないというところで、私もいろいろな病気もしました。その中で、やはりそれも子供たちは見ていてくれて、父親を切りました。正確には絶縁したわけではありませんけれども、父親との会話を一切断っております。そのようなものを私は自分で直接体験してみて、このような形が子供たちにいい影響かどうかということをもざまざと感じました。

長男のほうは結婚をとっても渋っていたのです。それは、自分に父親と同じ血が流れている、同じような結婚生活になってしまうのではないかという恐怖を感じていて、彼女との結婚になかなか踏み切れなかったというのを後から今の長男のパートナーからお聞きしまして、やはりショックを受けました。ただ、パートナーができた方だったので、大丈夫よ、あなたはあなた、あなたのお父さんとは違う人格なのだからと言ってくださって、結婚まで踏み切ることができたといういきさつがあります。

そのようなことを考えると、やはり子供との面会交流の場において、まず、少なくともDVがあったと認知される場合には、父親が子供に対してどういう接触を行わなければいけないか、絶対に言うてはいけないことというようなものをちゃんと理解した上で、面会交流を図っていただきたいというのがあります。

それと、現在、精神的DV、性的DV、経済的DVというところが正直に言って軽んじられているというか、そここのところが入っていないのではないだろうかというのが私の見た感じなのです。身体的暴力ですと、すぐに逃げる手立て、シェルターに入るということができるのですけれども、性的暴力とか経済的暴力のところ、精神的なことになると、主観も入ったりするという難しい視点はあると思いますが、そこで、パートナー、子供が辛い思いをされている、そこで育児放棄になってしまう、ネグレクトになってしまうほどの精神的障害を受けた場合に、なるべく早く保護する状況、ネグレクトになっている子供さんを誰か別の第三者が見るというところに手を差し伸べることができるのではないだろうかと感じていて、そここのところではどうにかできないかなというのがあります。

それと、やはりシングルマザーになったときの経済的なことです。私はたまたま自力でどうにか生活をすることができましたけれども、派遣社員、ボーナスも出ない、来月には首を切られるかもしれないという不安定な状況で、子供さんを育てていくという苦勞、これは私の主観なのですけれども、やはり母性神話というか、働いて子供を育てるということに関しては父親も母親も同等だと思います。その場合に、母親は子供を連れて出ないと悪い母親と思われてしまうという精神的恐怖も女性が抱えていると思うのです。父親側が今までと同じような経済状態の中で子供を育てて、母親が月2回の面会交流を取るという形でもいいのではないかと私は思っています。そこで母親の愛情が決して変わるのではなくて、子供が生きやすいように生きられるという生活もあるのではないかと感じています。ただし、もちろん夫の子供に対する暴力、暴言がないということが前提にはなりますけれども、そここのところがもしあるのであれば、そういうところで、母親が連れて出ないといけないという風潮は少しでも変わっていったらいいのではないかなという気がしております。

私自身も、子供を2人育てていく、現在一人で生活をする。これからの老後を見なければいけないというところでは、やはり大変なところがあります。いまだに安定剤を飲む日もあります。特にこういう仕事をしておりますので、元の夫と同じような案件に出会った場合には、やはり心が乱れたり、とても気持ちが落ち込んだりというような場合があります。今でも夢でうなされて飛び

起きるときがあります。夫に怒られる、だから早く帰らなきゃとか、夫にまた何か言われるというような夢を見て飛び起きるのです。離婚してから二十数年たった現在でもそんな状態で、安定剤と眠剤と上手に付き合いながら生活をしているという状態です。

もう一つ、避難者の女性を見ていると、がんの発症率がとても高いのです。実際に私もがんになりました。被害者の方はとても発症率が高く、そここのところを見ると、ストレスが高いのかなと感じられるところがありまして、やはりストレスの軽減とか、カウンセリングとか、どこか話せる場というものがもっとたくさんできていくと、人に話すというだけでストレスが解消されるのです。分かってくれる人がいるということがやはり安心につながるので、どこかそういう安心して話せる場、分かってくれる場というものが、隠れて行くのではなくて、もうちょっと公に行けるような場をつくってくださるといいなと。特に今、こうやってインターネットでつながれる社会になりましたので、場所というのは別に決まらなくてもいいのではないかなという気がして、私どもでも来年辺りには女性の会をこういうネットの形でしようかなと今企画しております。

簡単ですが、そのような形で私の話は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございました。

続きまして、次にBさん、お願いいたします。

○被害当事者B氏 よろしくお願いいたします。

私は、今から20年ぐらい前、ちょうどDV防止法が施行になる前後あたりに、被害当事者として、うまく逃げ延びて現在に至っています。

振り返って一番思うのは、私自身が殺されてなくてよかったなということと同時に、相手を殺してなくてよかったなということも渦中から出た後に何度も思いました。渦中にいた私はよく思っていたのですけれども、このボタンを押したら相手が確実に死ぬぞというボタンが相手にあったら何度も押していたと思うのです。ただ、殺し損なったらどんな目に遭うか分からない。確実に死んでくれるボタンがついているのだったら何度も押していたなと、本当に殺してなくてよかったし、自分自身が死ぬという選択肢があってよかったなというのは、状況を抜け出してから、後で何度も思いました。

縁があって、私は今、民間シェルターで仕事をしていますけれども、20年前の当時と今を比べても、DVの施策というのはそれほど変わっていないなというのが正直なところですが、当事者に対しての支援というのは本当にまだまだお粗末だなというのが現在の実感です。

DV防止法というのは本来被害者を守るためということで構築されている法律だと思うのですが、今のDV防止法というのは、あなたは被害者だけれども、守ってほしかったら何もかも諦めて、手放して、とにかく逃げて隠れなさい、そのほかのものはしょうがないのだから全部諦めなさいという選択しか与えられていないと感じます。一方、加害者のほうは、生活も仕事も住む地域も何も失わないで今までどおりの生活ができるということが、何で被害者ばかりが全部諦めて、本来は加害者である人が今までどおりの生活を続けられるのだろう、すごく理不尽だなと今でも思っています。

保護命令というのは、私に近づかないでというだけのことを求めているにもかかわらず、加害者の権限を制限することになるのではないか、それだけ制約の多いことなのだから慎重に議論しなければということばかりがスポットライトを浴びていますけれども、今のDV防止法は、結局、保護命令違

反をしなければ、前科がつくわけでもないですし、処罰の対象になるわけでもない。とにかく私に近づかないでということしか要求していない割には、被害者に対しての手間暇だとか、被害当事者が諦めて手放したものに比べたら、被害者のその権利をどう担保するのだというところが随分不公平で理不尽だなと思っています。

保護命令自体が、被害者にとってはたった6か月間、うまく退去が取れたとしても、たった2か月間加害者がそこにいないよというだけで、そのためだけなのに身体暴力があったかなかったかと、それを客観的に示す証拠が裁判所に示せるかどうかというところも被害当事者にとってはハードルが随分高いと思います。私自身はすごく激しい身体暴力を受けていたので、本当に体にあざがない期間がないぐらい、相手と一緒にいたときには常に体のどこかにあざがあったという状況なのですけれども、当時の私は、病院にかかっても、結局打撲なので湿布か痛み止めをくれるだけなので、病院に行っても状況が改善するとは思えないので、病院にかかろうという発想もなかったですし、そのことのために診断を受けて証拠というか診断書を用意しておこうと思いついたこともなかったもので、本当に身体暴力は頻繁にありましたが、それで病院を受診したことはなかったのです。

当時、身体暴力を受けてつらい、痛いから嫌なのですけれども、それよりも何よりも一番嫌だったのは、長時間の説教だとか、行動をとにかく制限されて、常に監視というか、買い物に行ってくるのでも、あそこの店に行くので15分で帰ってきますということを相手に伝えて、本当に15分で帰れなかったりすると、なぜ帰れなかった、なぜこうなったかということのほうがよく辛くて、私はその頃は正常な思考というか正常な判断ができない状況に精神的になっていたのだらうなどは思うのですが、逃げるということも漠然としか、自力で支援者とつながるまでは、逃げるということも頭をよぎりますけれども、どこに逃げて、明日からどこでどうやって生活したらいいのだというところが全く見えなかったもので、実際に逃げるという行動に私自身はなかなか結びつかないです。例えばホテルのように何日か泊まる場所とか自分の居場所が確保できても、まだ離婚も成立していないですし、これから自分がどうやって生活していくかとか全く見通しがいい中で、逃げろと言われても、逃げるのはいいけれども逃げた先の生活をどうすればいいのというところが全く見えなかったもので、身動きが取れなかったという状況だったと思います。

当時、私は、相手のやっていることが間違っている、理不尽なことをやっているのだから、そのことを相手が理解してくれさえすれば暴力は収まるんだ、何かそういう良い方法がないだろうかと模索していたと思います。現状、当時から20年たっていますけれども、今まで加害者への処罰ということは一向にないままです。そうすると、結局、次の世代の若者たちに対しても、対等な関係だとか暴力のないパートナーシップということ学ぶ機会がないという事、世の中はやはり悪いこと、社会的にいけないことをしたら罰があるよということが社会の常識として語られるように、DVに関しても、たとえば家族だろうと親しい関係だろうと、暴力を振るったら処罰の対象になるよというのが、むしろ次の世代に対しても社会から出すメッセージとしては必要なのではないかなと思っています。

DV防止法の中に通報という項目はありますが、今、関わりのある人はDVを発見したら通報してください、しなくてはいけませんとなっていますが、現状の受け皿というか対応の機関を考えると、例えば私のおうちの隣で暴力を受けてるような心配があったとして、それを配暴センターに通報したとしても、何ができるかな、逆に、例えば配暴センターが仕事熱心で、お宅で何かこういう通報

がありましたけれども大丈夫ですかと夫のいるところに電話が入ったり、訪ねていったりしたら、被害者はむしろ危ないと思います。介入できるとしたら、せめて警察は若干抑止力になるかなとは思いますが、今のDV防止法では、警察の権限としても、結局トラブルを未然に防ぐために、まあまあ、お互い落ち着いてくださいということで、DV防止法を基に警察が何か警告を発するとか、一時的に被害者を守るための命令を出せるという状況ではないので、警察に通報したところで一時しのぎになるのではないかなと思います。

私も実は近隣から通報されて、部屋に警察が来てくれたことがありました。もう20年も前で、DV防止法はあったけれどもまだ世の中に浸透していないという状況のときに、警察官が夫を逮捕してほしいですか、どうしたいですかと私に聞かれたのです。それで、今は警察はそれぞれ被害者と加害者を離してお話を聞いてくれるようですけども、当時、私は夫がすぐ横にいる状況で、「どうしますか、夫を逮捕してほしいですか」と聞かれたのです。その場で「逮捕してほしいです」なんてことは恐ろしくて言えないです。私が逮捕を望んだから逮捕されたということで、結局私に責任があるとなってしまいます。「お願いだからこんなことは聞かないで黙って連れて行ってほしいのに」と私は気持ちの中では思いながら、「いや、そこまではいいです」というふうに返事をせざるを得なかったのです。

なので、せめてストーカー規制法のように、その場で警察が権限を持って、まあまあとか相手を説得するのではなくて、これは明らかにDVなので、こういう措置をしますと警察が権限を持って、被害者を守り、加害者に対して制止するというような項目が今のDV防止法ではあまりにも心もとないなと思います。

最後に、被害者というのは私も、仕事も住まいも、今まで住んでいた地域とか、身内との関係、友人との関係を全部諦めて、本当に一から新しい生活を始めたのです。そのときに思ったのが、当事者にとっては家の中で火山が噴火したという状況なのです。そこには危険でいられないから取りあえず家を出るという選択しか残されてなかったので出たのですけれども、それからの生活というのは、いろいろな制度とか、いろいろなところに相談して、あとは自力で何とか食べていってというところで、放り出されたではないですけども、具体的に、例えば本当に災害に被災した方が、仮設の住宅を用意してくれて、次の住まいとか次の生活が落ち着くまでは取りあえずそこで生活できるとか、生活再建までの期間は何らか経済的な援助があるとか、せめて被災した方たちへの支援程度、DVの被害者として生活再建までの間何か特別に支援策があってもいいのではないかなと思います。

現状、生活保護があるではないかと言われますけれども、私は今シェルターの現場にいますが、生活保護というのは、私は北海道にいますが、例えば非常に交通の便が悪いところでも乗用車は処分しなくてはいけないのです。そうすると、例えばヘルパーの資格を持っていて、車さえあれば訪問介護の仕事につける可能性が高いけれども、結局生活保護を受けるためには一時的に車を処分しなくてはならない。もしくは車の処分を保留してくれたとしても、日常生活では車は一切使ってはけません。小さい子供がいて、保育園の送迎だろうが、重い物を買に行くにしても、生活保護を受けている間は車の利用が認められないのです。

なので、経済的な支援は生活保護があるからいいではないかと思うかもしれませんが、DV被害者に対しては生活保護だと本当に帯に短したすきに長しということで、生活を再建するまでの間、せめて長期間とは言いませんけれども、生活が軌道に乗って経済的な見通しが立つとか、生活が安定

するまでの間は、相談とか情報提供をしてくれる支援ではなくてもっと現実的な支援策がないと、途方に暮れて夫のところに戻ってしまうこともあるでしょうし、その間どんどん子供たちには重大な影響を及ぼして、次の世代までの社会的なコストを考えると、直後の当事者への支援というのも支援の一つの要素としてぜひ考えて盛り込んでいかないと、いろいろ支援しますよと言っても実効性がないものになっているのではないかと、20年前とちっとも変わっていないというのが今の私の感想です。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、最後にCさん、お願いします。

○被害当事者C氏 (削除)

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、構成員の皆様で今お話しいただいたことに何か質疑がありましたら簡潔にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お三方、本当に貴重な体験をお話しいただきましてありがとうございました。何年たっても思い出して語るというのは非常に辛いことですし、今渦中の方にとってはこんな短い時間で話をしろというのはとても大変な要求だと思いますけれども、それにもかかわらずお話しいただきまして、本当にありがとうございました。

以上でございますので、お三方は御退出ということになります。ありがとうございました。

(ヒアリング対象者退出)

○小西座長 今の御経験などを踏まえて、残りの時間で意見交換に移りたいと思います。

思い出していただきたいのですが、今回は論点1について御意見を伺いましたので、今回は論点2について御意見をいただければと思います。

この先の予定で申し上げますと、10月29日に予定しております第5回では論点3から6について、11月5日に予定しております第6回では論点全般について改めて御意見をお伺いする予定です。

もっともっと論議すべきだということもあるかもしれませんが、取りあえずこのスケジュールで進めさせていただきたいと思っております。

それではまず、論点2に入る前に、深見構成員から前回論点1の議論について御提出いただけるものがあると聞いておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○深見構成員 深見です。

前回、私のほうで重大性の要件についてお話ししたのですが、最近、『民事保全の実務』という本の第4版が出ました。これは裁判所のDVとか保全を扱う者が一番の参考にする文献ですので、そこに重大性の要件とか私が説明したものについて書いてありますので、現在の裁判所の認識を示すものとして次回までに提出できるようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○小西座長 ありがとうございます。では、深見構成員、事務局、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、論点2に参りたいと思いますが、①から③がございまして、恐れ入りますが、できるだけ簡潔に御意見をいただければと思います。あと35分ぐらいなので、皆様の御意見を尽くしていただくというのが難しいかもしれませんので、この場で足りない場合はぜひ事務局のほうにその分を文書でお寄せいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それではまず、論点2の①、保護命令が発令される「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」ときの規定ぶりを変更すべきかについて、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、深見構成員、どうぞ。

○深見構成員 前回申し上げたように、重大性の要件につきましては大きな障害にはなっていないと思いますので、通報とかと区別する意味でこの要件は残したままでいいのではないかと考えております。解釈等につきましては、お送りする資料によってその点も明らかになるかと思っております。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

可児構成員、どうぞ。

○可児構成員 私は前回述べさせていただいた意見の繰り返しになってしまうのですが、やはりここは規定ぶりの変更は必要ではないかと考えています。結局、先ほどの皆さん方からの発言を聞いていても、精神的暴力あるいは性的暴力について保護命令が出せるようにするという形で改正していくことが必須であると思っている中で、この規定ぶりがやはり障害になってしまい、せっかくこれらの暴力で申し立てたのにこの部分で裁判所より発令できないからと取下げを求められるようなこともあり得るのではないかとということをややはり懸念せざるを得ません。なので、この部分に関しては規定ぶりの変更は必須かなと思っています。

加えて、前回も申し上げましたように、「身体的暴力により」という部分に関しても、「暴力により」という形での変更は必須ではないかと考えています。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

橋爪構成員が多分先に手をお挙げになったと思うので、橋爪構成員、戒能構成員という順でいきたいと思います。

○橋爪構成員 一点感想を申し上げますが、今の議論が若干かみ合っていないような感じがいたしますのは、生命、身体に対する危害を生命、身体以外の危害も含めて拡張するかという問題と、重大性の要件が必要かという問題は別の問題ではないかという点です。仮に生命、身体に加えて、例えば精神的な危害のおそれを加えるとしても、なお重大性について存置するという議論は十分あり得ますので、両者を分けて議論することが適切ではないかと考えます。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、戒能構成員、どうぞ。

○戒能構成員 ありがとうございます。

可児構成員もおっしゃったのですが、次回、裁判所の認識についての資料を御提供いただけるということで、重大性についての認識についても説明があるということだったのですけれども、重大性の判断が実際にどうなっているかというのは残念ながら資料がないですね。2010年に日弁連の両性の平等委員会が支援団体などを通じて間接的に例を集めたというくらいしかなくて、判断がちょっと困難なのですけれども、重大性の基準というのがかなり重いのではないかと、かなり重い判断を要請して

いると2010年の調査では言われているわけです。ですから、保護命令の一つは法的性格というのをもう一度きちんと考え、見直す必要がある。一時的な権利の制約にしかすぎないわけですから、それでその行為を処罰するわけでも何でもないわけですから、そういう点で、この重大で明白だというのは重過ぎると私も考えております。

以上です。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

小島構成員、どうぞ。

○小島構成員 ありがとうございます。

今、戒能先生もおっしゃいましたけれども、保護命令の発令というのは、基本的に何か一定の事実関係を認定して、それに対して、裁判として行うというよりは民事行政作用ということでやられるということですね。基本的な性格が民事行政作用、つまり、行政処分に近い形で法的な性格があると思います。そうだとすると、裁判官がある程度の幅の中で行っていいと思うのです。権利義務関係についての裁判所の判断、即ち民事訴訟における判断とは違うのではないかと。ある程度のざくっとした判断で裁判官が全体を考慮して出せるものなのではないかと考えています。

精神的な暴力も被害者に重大な危害を与えるものなので、裁判官の判断で出してもいいのではないかと考えています。

○小西座長 ありがとうございます。

恐らくまだ御意見はあると思うのですが、時間に限りがございますので、今日のところは次の論点に行きたいと思っております。御意見は後日事務局まで御提出をお願いいたします。

次に、論点2の②、保護命令制度において、新たな命令制度や暫定的な命令を創設すべきか。それから、もう一つは、暫定的な命令を創出する場合、その要件や申立てに当たって必要な疎明資料等の手続についてはどのように考えられるか。また、命令主体や不服申立制度をどのように設定すべきかなどについて、御意見をお伺いできればと思います。いかがでございましょうか。

手嶋構成員、どうぞよろしく申し上げます。

○手嶋構成員 先ほどの当事者の方のお話にもありましたように、当事者の被害者の方の判断で何か加害者の処分を決めるということについては、被害者の方は大変恐怖を感じられるとよく言われていますので、保護命令に関しましても、やはり臨場した警察の判断でその場ですぐに何か出せるような暫定的、緊急的なものが制度設計されるべきではないかと思っております。ですので、裁判所が判断する保護命令というものと別のものが必要だといろいろな方のお話を伺って思いましたので、その点についてまた御検討いただけたらと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、深見構成員、お願いいたします。

○深見構成員 暫定的な命令等につきましても前にお話ししたとおりなのですが、どのような制度設計をするのかというイメージは必ずしもよく見えてこなくて、ある程度具体的なものを御提示い

ただ、それに対して議論を重ねていくほうが議論としては深まるのではないかと考えているのです。新たな命令制度とか何かといっても、どういう命令制度を設けるのか、具体的なものがないと議論が深まらないのではないかとこのことを危惧しております。

加害者退去を原則とするということについても、全てについて退去命令が求められているわけではないので、どういう場合に加害者退去を原則とすると。その原則とするというのはどういうものなのかというイメージが分からないので、そこをもう少し詰めた上で、具体的なものをイメージして議論したほうがいいのではないかと考えております。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

では、小島構成員、どうぞ。

○小島構成員 ありがとうございます。

先ほど手嶋先生がおっしゃったのは、多分ストーカー規制法の組立てに近いお考えで、警察官が出せるということだと思えるのですが、私は、保護命令制度は一応裁判所が出すということになっているので、現行の制度との関係で裁判所が発令するという前提で考えています。手嶋先生が考えておられるように警察官が出すということになると保護命令制度のスキームでは難しいと思いますし、DV法のスキームでは収まり切らないと思います。

この間の最高裁の資料を見ますと、裁判所が出すのは、DV法では無審尋で取りあえず出せるという制度があるのですが、ほとんど使われていない、0件とか1件となっています。そうだとすると、この裁判所の保護命令制度の中では、ほとんど緊急時の対応はできません。これでは困ると考えています。もし裁判所が緊急時に出すとすると、ストーカー規制法の禁止命令に近いもので、加害者側の話を聞かないで、被害者の話を聞いて、証拠がそろっていて、これは大変なことになるという場合については取りあえず保護命令を出してもらって、1週間以内ぐらいに加害者を呼び出した上で弁解を聞いて、必要がないということになれば取り消す、裁判所主体の手続なのだけでも、緊急で重大だということなら取りあえず出していただいて、それでその後加害者を呼び出して、要件を満たさない場合は取消しをしてもらう。

ストーカー規制法の関係で、どの程度取り消されているのかということについてこの間伺ったのですが、資料がないということで出てきませんでした。緊急時の対応は保護命令にも必要だと考えます。緊急時の対応は、アメリカの法などでも緊急時のプロテクションオーダーがあるので、裁判所が対応する手続としての緊急時の保護命令制度を作るべきだと考えています。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

手嶋構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 小島先生、ありがとうございました。

私もいろいろ勉強不足なので教えていただきたいのですが、例えば国によっては臨場した現場の警察官が裁判所に連絡をして、それを受けて緊急の命令が出せるというところもあったような気がするという本当に不確かなことで申し訳ないのですが、ですので、緊急性が必要だということと、それからもう一点、先ほど申し上げたように、被害者自身の判断ではなく、警察の判断で何か

が出せるみたいなのが被害者の方たちからするとすごく求められていることだと思うのですが、今、小島先生がおっしゃってくださったように、裁判所が出すにしてももっと緊急的なものが出せるのではないかというお話だと思うのですけれども、そのときに、被害者ではなくて、臨場した警察官の判断でという制度設計というのはどうなのでしょう。

○小島構成員　そういう制度設計もあり得ると思いますけれども、やはり法律の制度を考えるときに、取りあえず今あるものを前提に少しずつ変えていくという発想を取るとすると、保護命令というのは基本的に裁判所が出すということになっているので、可能だとすれば、当事者の意見を取りあえず聞いて、裁判所主体で保護命令を出すというのが、現行の法制度からすると連続性があるという観点で申し上げました。全く違った制度をつくるということは不可能ではないと思います。

○手嶋構成員　それで、本人ではなくて警察が裁判所に言っても駄目ですか。つまり、出すのは裁判所なのだけでも、誰が最初に申請をするかというところで、警察が申請するというのは駄目ですか。

○小島構成員　あまり考えたことがありません。

○小西座長　制度設計の問題なので、まず橋爪構成員から手が挙がっているので、お願いしたいと思います。

○橋爪構成員　今の点ですけれども、ストーカー規制法によれば、警告については一方的に発出ができますが、禁止命令については原則として聴聞が必要ですよね。そのような意味からも、やはり警察が一方的に行政命令を発出するというには自ずから限界があるような印象を持っております。

以上です。

○小西座長　小島構成員、どうぞ。

○小島構成員　裁判所の禁止命令というのは本来は審尋が必要で、それはやらなければいけない。今度改正になっている緊急時の禁止命令というものは、警告もなし、公安委員会ではなく県警本部長が発令でき、本部長の権限が警察官まで下りていって、緊急時には加害者の聴聞なしでも禁止命令が出せる。発令後は、15日以内に禁止命令を出された人を呼んだ上で意見を言う機会がある。それで取り消される場合はどの程度あるのですかというのは数としては分かっていないのだけでも、緊急時の禁止命令というのが急増していて、1,500件の禁止命令のうち、700件にのぼっている。相手の言うことは聞かずに出しているという状態になっています。

だから、それと同じことができないのかというのが手嶋先生の意見だと思うのですけれども、すべて警察限りですんでしまうストーカー規制法のやり方と保護命令制度はスキームがかなり違っているのではないかと思います。

○橋爪構成員　よく分かりました。ありがとうございます。

一点だけさらに申し上げますと、ストーカー禁止法で禁止命令を発出する場合と、DV防止法で退去命令を発する場合では、事情が異なる感じもするのですが。

○小島構成員　全く違うと思います。ストーカー法のほうは近づくなというだけですから、家族も関係ない。だから、そういう意味では、ストーカー規制法のほうが限定された命令になっていることは先生がおっしゃるとおりです。

○小西座長　活発な議論をありがとうございます。法律家でない者というのはなかなかそういう基礎

的なところが難しかったりしますけれども、申し訳ありませんが、これについての御意見があればまた出していただくことにして、今日は取りあえず2の③まで行きたいと思います。論点2の③、保護命令違反の罰則を加重すべきか。接近禁止命令の命令期間を拡大し、延長可能とする制度に変更すべきか。これについてもまず御意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

深見構成員、どうぞ。

○深見構成員 保護命令のうち、接近禁止命令につきまして、期間を拡大することについて特に異論、意見はありません。ストーカー規制法の禁止命令と合わせて1年にすることについては理由があるものと考えています。ただ、期間を6か月、1年とかを併存させるということになりますと、選択的な申立てができるようになり、そこが争点になって迅速な発令を阻害するおそれがありますので、1年間であれば1年間だけにしてしまう、問題があれば、申立人の方が取消しを求めることもできますので、それで十分対処できるものと考えています。

罰則の強化につきましても、保護命令とストーカー規制法の関係からいけば、罰則の強化自体は理由があることだと考えています。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

手嶋構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 この延長可能とする制度に変更すべきかというところですが、これは例えば再度の申立てを要しないで、取り下げない限りは自動的に延長できるみたいなことも選択肢として議論してもいい場でしょうか。ここで言っていることなのか、ほかのところでは言うべきことなのか分からなくて、すみません。

○難波男女間暴力対策課長 単純に現在の制度で申し上げますと、先ほど手嶋先生がおっしゃったとおり、再度の申立てが必要になっておりますが、ここでイメージしておりましたのは、延長したいということを申し出れば再度の申立てによる審理は必要なくできるようなものでした。ただ、先生がおっしゃるとおり、何もなければ自動的に延長されるということも選択肢としてはあり得るかと思しますので、その点も含めて御議論をいただければと思います。

○手嶋構成員 ありがとうございます。被害者の立場から考えてなるべく負担のないような延長が可能な制度にできればと思います。

○小西座長 ほかにいかがでしょうか。

深見構成員、もう一度どうぞ。

○深見構成員 期間を1年にした場合に、さらに延長するという必要性がどの程度あるのかというのをよく検証しなければならないと思っています。1年にした場合に、延長という制度と今の再度の発令という制度のほかに延長という制度を設けなければならない立法事実があるのかどうかをよく検討していきたいなと思いますけれども、期間は延びるわけですから、それに対してさらに(接続不良)いただきたいと思っています。

以上です。

○小西座長 深見構成員、最後の一文がよく聞き取れなかったもので、もう一度だけお願いできますか。

すみません。

○深見構成員 最後の一文が何だったかよく覚えていないのですけれども、要するに、1年間という期間を新たに設定するとすれば、今まで言われた6か月が短いというのは変わってくるわけで、そうすると、期間の延長という制度を設けなくても再度の申立てというものができるところを明確にする。今の18条の規定ぶりがよく分からないので、再度の申立てがなかなかできないのかもしれないので、その規定ぶりを明らかにするようなことをした上で、今の制度を利用していくということではいけないのかなと考えているところです。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

それでは、まだ御意見がある方はぜひお出してください。

私、法律家ではないもので、こういう議論がなかなか得意ではないというか分からないところがあるのですけれども、法律上、この範囲でしかできないという制度ばかりにとらわれていると、今度は被害者目線というのが忘れられてしまう、当事者として本当に権利が守られているのかどうかというところが忘れられてしまうというのが、どこにもある問題なのだと思いますが、両側からバランスよく考えていく必要があると思っております。

それでは、今日の議論はここまでにさせていただきます、今後の予定等について事務局から御連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 次回でございますが、急ではございますが、来週の29日の10時からということでお時間をいただいております。

議題としましては、加害者更生に関しまして有識者の方からヒアリングを行うとともに、被害者支援団体の方からのお話も聞くことにしております。先ほど小西座長からお話がありましたとおり、残りの論点に関しまして、そのときに併せて御意見を頂戴できればと思っております。

以上でございます。

○小西座長 お話を聞きながら法律に関する御意見を伺うというかなりハードな構成になりますので、何か御意見がある場合はどうぞ積極的にお出しいただければと思います。

以上をもちまして、第4回「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を終了いたします。

ありがとうございました。

(以 上)